

猪名川町長宛

施設等利用費請求書 (償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業 (ファミサポ) の施設等利用費

【 令和 年 月～ 令和 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、猪名川町内に居住していることを猪名川町が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを猪名川町が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を猪名川町が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を猪名川町が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	生年月日	昭和・平成	年	月	日
氏名	印 ※振込先と一致させること		現住所	〒			
			電話:				

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	認定番号						
生年月日	平成・令和	年	月	日	フリガナ			
年月日～年月日の間の住所				氏名				
<input type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した								
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入						年	月	日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

区分	金融機関	預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座				
<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 継続	銀行・信用金庫	支店	口座番号				
	農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)				

※1 振込先は請求者名義の口座としてください

※2 振込先を確認できる通帳・キャッシュカードの写しを提出してください。

前回と同じ口座に振込みする場合は、継続にチェックしていただき、口座情報の記入と通帳等の写しは不要です。

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入 (複数記入可)

①	フリガナ		所在地	〒			
	施設名			電話:			
	契約している利用料※3			<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円
②	フリガナ		所在地	〒			
	施設名			電話:			
	契約している利用料※3			<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円
③	フリガナ		所在地	〒			
	施設名			電話:			
	契約している利用料※3			<input type="checkbox"/> 月額	円	<input type="checkbox"/> 日額	円

<裏面も記入して下さい>

④	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話:	
契約している利用料※3		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話:	
契約している利用料※3		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑥	フリガナ		所在地	〒	
	施設名			電話:	
契約している利用料※3		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※3 該当箇所にはレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※4 ※5	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※4	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円
令和 年 月	円	円	円	円	円

※4 利用施設で発行された本町様式の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証兼提供証明書(様式2-1)」を添付してください。上記様式以外の施設独自の領収証を添付する場合は併せて「特定子ども・子育て支援提供証明書(様式2-2)」を添付して下さい。
また、子育て援助活動支援事業(ファミサポ)を利用した人は上記に換えて、援助を行う会員が発行した「活動報告書」を添付してください。

※5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※6 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。
途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。
・途中で認定期間が終了する場合、
または別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
・途中で認定期間が開始される場合、
または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数

必ずお読みください

保育の必要性がなくなる等、新2号・新3号認定の要件に該当しなくなった場合は速やかに支給認定等(変更・取消)申請書を提出してください。
新2号・新3号に該当しない期間の請求に対し町が支払った施設等利用費は、遡及して町に返還していただきます。